

北海道古宇郡神恵内村
文献調査報告書

経済社会的観点からの
検討に関する説明書

2024年11月

原子力発電環境整備機構

2024年11月 発行 原子力発電環境整備機構

本資料を利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。編集・加工等して利用する際には、以下の出典表記とは別に編集・加工等を行ったことを記載してください。

(出典の記載例)

原子力発電環境整備機構 (2024) 北海道古宇郡神恵内村文献調査報告書

また、第三者(原子力発電環境整備機構以外のものをいいます。以下同じ。)の著作物が含まれる場合(例えば、原子力発電環境整備機構が第三者の図表等を用いて転載・編集・加工等している図表等)には、別途、第三者からの許諾が必要になることがあります。利用者の責任において、第三者が権利を有している部分を確認し、当該第三者から利用の許諾を得てください。

上記は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

目 次

第1章 調査, 検討の考え方	1
1.1 検討の進め方.....	1
1.1.1 文献調査計画書	1
1.1.2 「文献調査段階の評価の考え方」	1
1.1.3 説明書作成の考え方	2
1.2 実施項目と手順	2
第2章 土地の利用規制に関する文献・データの収集.....	5
2.1 情報の収集・整理の考え方	5
2.2 収集・整理した文献・データ	5
第3章 法・条例などによる土地利用規制の指定状況	8
3.1 社会環境面（都市地域, 農業地域, 森林地域）	8
3.1.1 都市地域.....	8
3.1.2 農業地域.....	8
3.1.3 森林地域.....	9
3.2 自然環境面（自然公園地域, 自然保全地域）	17
3.2.1 自然公園地域.....	17
3.2.2 自然保全地域.....	24
3.2.3 保護林.....	25
3.3 その他（景観, 文化財, 国土防災）	27
3.3.1 景観.....	27
3.3.2 文化財.....	27
3.3.3 国土防災.....	27
第4章 調査結果.....	29
4.1 調査結果の概要	29
4.2 考慮すべき点.....	30
4.2.1 段階的対応.....	30
4.2.2 地域の実情に応じた対応.....	30
4.2.3 地域との対話.....	30
引用文献.....	31

図目次

図 1.2-1	国土政策に係る法体系.....	3
図 1.2-2	文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順.....	3
図 3.1-1	神恵内村 国有林.....	11
図 3.1-2	神恵内村 地域森林計画対象民有林.....	12
図 3.1-3	神恵内村 保安林（国有林）	13
図 3.1-4	神恵内村 保安林（民有林）	14
図 3.2-1	ニセコ積丹小樽海岸国定公園（全体図）	20
図 3.2-2	ニセコ積丹小樽海岸国定公園（神恵内村）	21
図 3.2-3	神恵内村の保護林の指定状況.....	26
図 4.1-1	神恵内村に係る土地利用制限および保護林の概要図	29

表目次

表 1.2-1	5 地域の定義.....	4
表 2.2-1	土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無，手続きなど（社会環境面）	5
表 2.2-2	土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無，手続きなど（自然環境面）	6
表 2.2-3	景観，文化財，国土防災関連法などによる指定の有無，手続きなど.....	7
表 3.1-1	地域森林計画対象民有林の域内において許可が必要な行為および許可基準.....	15
表 3.1-2	国有林の貸付，使用などに関して許可が必要な行為および許可基準.....	16
表 3.2-1	国定公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準.....	22
表 3.2-2	国定公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件.....	23

第1章 調査、検討の考え方

1.1 検討の進め方

文献調査開始に当たって原子力発電環境整備機構（以下、NUMO という。）が2020年に公表した「北海道古宇郡神恵内村 文献調査計画書」（以下、文献調査計画書という。）に従って調査を進めた。

その間、経済産業省資源エネルギー庁（2023）「文献調査段階の評価の考え方」（以下、「文献調査段階の評価の考え方」という。）が策定されており、当該地域の文献調査の情報に基づく概要調査地区候補選定のための経済社会的観点からの検討については、これらに沿って文献調査対象地区である神恵内村における土地の利用に関する制約や考慮すべき点についての情報の収集・整理を行った。

1.1.1 文献調査計画書

NUMO が2020年に公表した文献調査計画書において、以下のように記載している。

6 文献・データに基づく評価

文献調査では、最終処分法に定める文献調査で評価する要件を満足せず、明らかに適切でない場所を除外する作業を中心に、概要調査地区の候補を検討します。

さらに、技術的な観点、経済社会的な観点からの検討も実施します。例えば、上記の評価の過程で文献調査対象地区の地層や岩体、断層などの分布といった地下の状況について整理し、どの地層がより好ましいと考えられるかなどの検討や、土地の利用制限などの検討を実施します。

1.1.2 「文献調査段階の評価の考え方」

第1回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会において「文献調査段階の評価の考え方」が報告（2023年11月2日確定）された。この中で示された「経済社会的観点からの検討」の考え方を以下に示す。

- ・ 文献調査段階では、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認する。併せて、土地利用制限がある場合の許認可手続き等と配慮すべき点を整理する。
- ・ そのうえで「原則許可されない地域」がある場合には、概要調査地区等の選定の際の検討事項に加える。
- ・ 現地調査に進む場合は、土地利用制限の状況に応じて、法規制等に対応する。

（「考え方」適用時の留意事項）

- ・ 処分場建設や現地調査での土地利用に際して、初期段階においては「国土利用計画法」を基本に検討を進める。
- ・ 事業進展段階ごとに（経済社会的観点の）調査範囲や内容を進展させていく。
- ・ 事業進展段階ごとに土地利用制限の状況に応じて、法規制等に適切に対応する。

1.1.3 説明書作成の考え方

経済社会的観点からの検討においては、はじめに 1.1 に示した経済社会的観点からの検討の進め方に基づく評価のよりどころとなる情報として、個別規制法などによる土地の利用規制の指定状況を収集・整理した（第 2 章）。次に、法や条例による神恵内村における土地利用の指定状況を示した（第 3 章）。これらの検討結果を用いて、文献調査対象地区における最終処分施設の設置場所として土地の利用に関して「原則許可されない」場所についての確認を行った（第 4 章）。

最後に、今後の調査の進展を見込んだ場合を鑑み、経済社会的観点について考慮すべき点を整理した。

1.2 実施項目と手順

限りある国土を適正に利用するための総合的な計画として、国土利用計画法に基づき国、都道府県、市町村は国土利用計画（全国計画、都道府県計画、市町村計画）を策定し、これを基本に都道府県は土地利用の基本方向や土地利用の原則を定めるものとして、当該都道府県の区域を「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」および「自然保全地域」の 5 地域区分に分けた土地利用基本計画を定めている（国土利用計画法第 9 条第 2 項、第 3 項）。

また、国土利用計画法においては、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、国や地方自治体は土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとされ、5 地域区分ごとに個別規制法が制定されている。このほか、土地利用の規制に関する措置等として、「別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる」ことが定められている（国土利用計画法第 10 条）。

神恵内村の土地利用に関しては、上記の土地利用基本計画に加えて自治体ごとに、その特性を踏まえて種々の規制が行われている。文献調査は、対象地区を神恵内村全域としていることから、詳細については、将来、事業段階に応じて調査範囲が絞り込まれた際に、当該地域について調査することが適切である。

したがって、本説明書の「土地の利用制限の検討」においては、神恵内村全域を対象に「北海道土地利用基本計画」（第 5 次 平成 30 年 3 月）（以下、道土地利用計画という。）に基づく 5 地域区分の指定状況などを調査し、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認する。併せて、土地利用制限がある場合の許認可手続きなどおよび考慮すべき点を整理する。

図 1.2-1 に国土政策に係る法体系を示す。図 1.2-2 に文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順を示す。また、表 1.2-1 に 5 地域の定義を示す。

1 国土利用計画法の体系

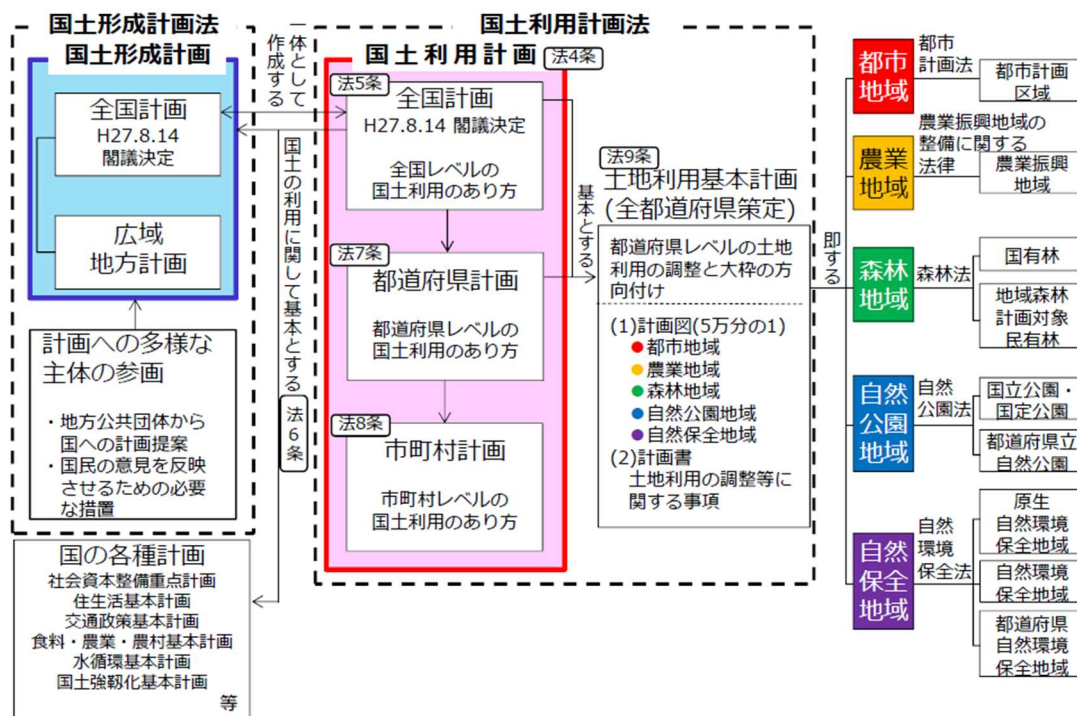


図 1.2-1 国土政策に係る法体系

出典：国土交通省ホームページ：【国土利用計画】国土利用の新たな方向性について（令和5年10月19日）

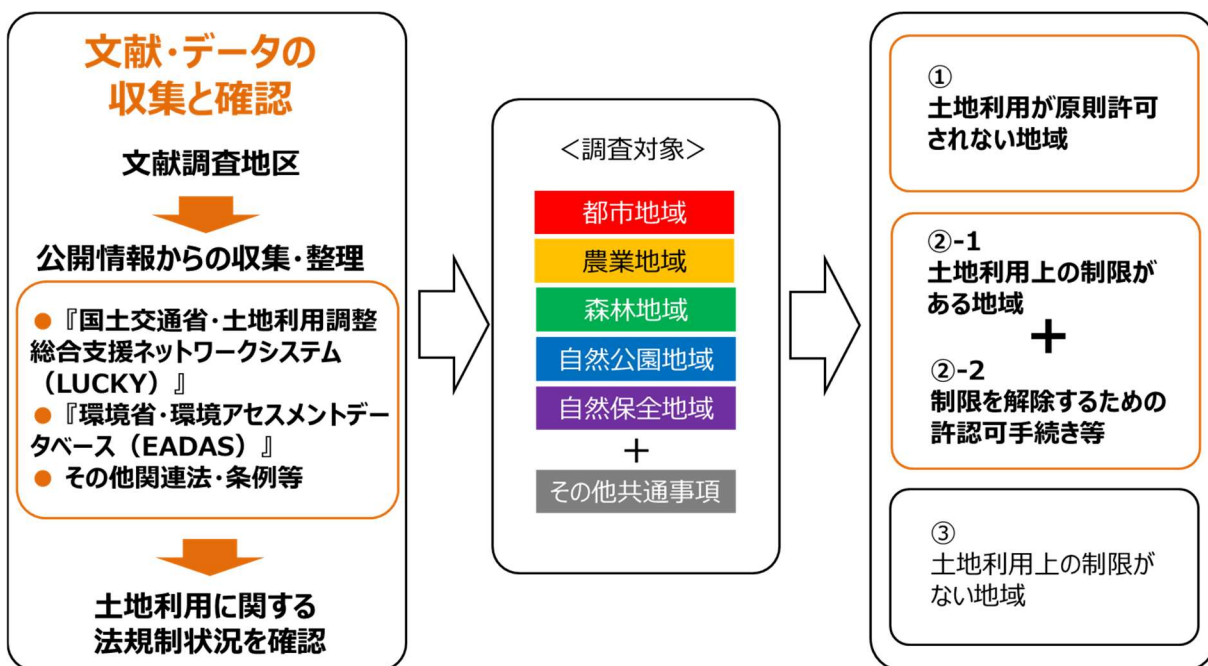


図 1.2-2 文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順

出典：文献調査段階の評価の考え方（2023年11月2日 資源エネルギー庁）

表 1.2-1 5 地域の定義

国土交通省：「土地利用基本計画制度について 平成 28 年 1 月 28 日（木）

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室」に基づき作成

地域 (法第 9 条第 2 項各号)	国土利用計画法上の定義 (法第 9 条第 4 項～8 項)	運用上の定義
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第 5 条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第 6 条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域又は同法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定めることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法第 2 条第 1 号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法第 14 条の原生自然環境保全地域、同法第 22 条の自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

第2章 土地の利用規制に関する文献・データの収集

2.1 情報の収集・整理の考え方

情報の収集・整理は、公開情報からの収集・整理を基本として、5 地域の個別規制法などによる土地の利用規制の指定状況を調査した。このほか、農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水などの土地利用規制に係る共通事項として、景観、文化財、国土防災に関する土地の利用規制について調査した。

2.2 収集・整理した文献・データ

調査は、「国土交通省・土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」、「環境省・環境アセスメントデータベース (EADAS)」, その他公開情報に基づいて、文献調査対象地区の土地利用基本計画における「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の指定状況に関するデータを収集し、社会環境面、自然環境面およびその他に分けて整理した。また、景観、文化財、国土防災などに関するデータについても収集、整理した。

<社会環境面> ・都市地域 ・農業地域 ・森林地域	<自然環境面> ・自然公園地域 ・自然保全地域	<その他> ・景観 ・文化財 ・国土防災
------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

表 2.2-1 に土地利用に係る社会環境面の個別規制法などによる指定の有無、手続きなどを、表 2.2-2 に自然環境面の土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無、手続きなどを、表 2.2-3 に景観、文化財、国土防災関連法などによる指定の有無、手続きなどを示す。

表 2.2-1 土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無、手続きなど（社会環境面）

対象地域	個別規制法	指定区域	指定の有無・手続きなど
都市地域	都市計画法	都市計画区域または準都市計画区域	指定なし
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	指定なし
	農地法	甲種農地, 第1種農地	
森林地域	森林法	国有林	指定あり
		国有林 (保安林)	指定あり 許可 (知事)
		地域森林計画民有林	指定あり 許可 (知事) ※
	地域森林計画民有林 (保安林)	指定あり 許可 (知事)	
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林	指定あり 許可 (森林管理署長)

※ 1ヘクタールを超えるもの

表 2.2-2 土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無, 手続きなど (自然環境面)

対象地域	個別規制法, 条例	指定区域	指定の有無・手続きなど
自然公園地域	自然公園法 (ニセコ積丹小樽海岸国 定公園)	特別保護地区	指定なし
		第1種特別地域	指定なし
		第2種特別地域	指定あり 許可(知事)
		第3種特別地域	指定あり 許可(知事)
		普通地域	指定あり 届出(知事)※1
		海城公園地区	指定なし
	北海道立自然公園条例※2	第1種特別地域	指定なし
		第2種特別地域	
		第3種特別地域	
		普通地域	
自然保全地域	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	指定なし
		自然環境保全地域(特別地区)	
		自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	
		自然環境保全地域(海城特別地区)	
		自然環境保全地域(普通地区)	
		沖合海底自然環境保全地域	
	北海道自然環境等 保全条例※2	道自然環境保全地域(特別地区)	指定なし
		道自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	
		道自然環境保全地域(普通地区)	
		環境緑地保護地区	
		記念保護樹木	
		自然景観保護地区	
		学術自然保護地区	
国有林	林野庁長官通知	保護林	指定あり

※1 行為の内容によって届出が必要

※2 自治体条例は法に準じた扱いであるため調査範囲とした

表 2.2-3 景観、文化財、国土防災関連法などによる指定の有無、手続きなど

対象地域	個別規制法, 条例	指定区域	指定の有無・手続きなど
景 観	景観法 ^{※1}	景観計画区域	指定あり 届出(知事) ^{※2}
文 化 財	文化財保護法	史跡名勝記念物	指定なし
		周知の埋蔵文化財包蔵地	指定あり 許可(文化庁, 道教育委員会)
	北海道文化財保護条例	有形文化財	指定なし
国 土 防 災	土砂災害防止法	土砂災害(特別)警戒区域	指定あり 許可(知事)
	砂防法	砂防指定地	指定あり 許可(知事)
	地すべり防止法	地すべり防止区域	指定あり
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	指定あり 許可(知事)

※1 北海道景観計画の一般区域

※2 例: 高さ 15 メートル以上工作物

第3章 法・条例などによる土地利用規制の指定状況

3.1 社会環境面（都市地域、農業地域、森林地域）

3.1.1 都市地域

(1) 定義

都市地域は、一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある地域であり、「都市計画区域」、「準都市計画区域」としての指定があり、規制行為の種類・規模を定めている。

(2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画においては、土地利用の原則として「都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。都市地域の土地利用については、低・未利用地や空き家等の有効活用、良好な都市環境の確保、形成及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備することを基本とします。」としている。

(3) 神恵内村における指定状況

神恵内村には「都市計画法」による都市計画区域および準都市計画区域の指定はない。

3.1.2 農業地域

(1) 定義

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、かつ総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、都道府県が定める「農業振興地域」には、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として、市町村計画に基づき「農用地区域」としての指定がある。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第3条において、農用地等とは「①耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（農用地）」、「②木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）」、「③農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地」および「④耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（③の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地」と定義されている。

農用地区域は原則として農地転用が禁止されているが、同法では区域内での開発行為と許可基準について定めている。また、農業振興地域のうち「農用地区域でない地域」および「農業振興地域外の農地」については農地転用許可制度に基づき、個別に規制行為の種類・規模を定めている。

(2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画においては、土地利用の原則として「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。農業地域の土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、道土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとします。」としている。

また、転用などについては、「農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地

であることなどから、土地改良等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。」「農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は調整された計画等を尊重し、優良農地は後順序に転用されるように努めます。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画のない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとします。」としている。

(3) 神恵内村における指定状況

神恵内村には「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業地域の指定はない。

3.1.3 森林地域

(1) 定義

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、かつ林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を目的に、「国有林」、「地域森林計画対象民有林」および「保安林」の指定がある。

「保安林」は、農林水産大臣が、水源かん養、土砂流出防備、魚つきなどの目的達成のため指定する森林である。このほか、「国有林」においては、生物多様性の核となる森林生態系を厳正に保全・管理するために「保護林」の区域、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促すために保護林同士を連結する「緑の回廊」の区域を設定している。

(2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画においては、土地利用の原則として「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、山地災害の防止、水源の涵養、保健・休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて道民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。」としている。

また、保安林は、「保安林については、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることなどから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。」「保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図り、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法が特定されている森林、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林資源の確保と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等による公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するものとします。」としている。

(3) 神恵内村における指定状況

神恵内村は、村内に広く分布する国有林のほぼ全域が「保安林」に指定されており、これら指定地域での開発行為に対しては、各法により、知事の許可または届出を必要とする。

図 3.1-1 に神恵内村国有林、図 3.1-2 に同地域森林計画対象民有林、図 3.1-3 に同保安林（国有

林), 図 3.1-4 に同保安林 (民有林) の地域指定状況を示す。

また, 「地域森林計画対象民有林」の域内において立木の伐採や開発行為を行う場合について, 表 3.1-1 に同域内において許可が必要な行為および許可基準を示す。また, 国有財産である「国有林」を林野庁以外の者に貸付け, 使用などをさせる場合について, 表 3.1-2 に国有林の貸付, 使用などに関して許可が必要な行為および許可基準を示す。



凡例

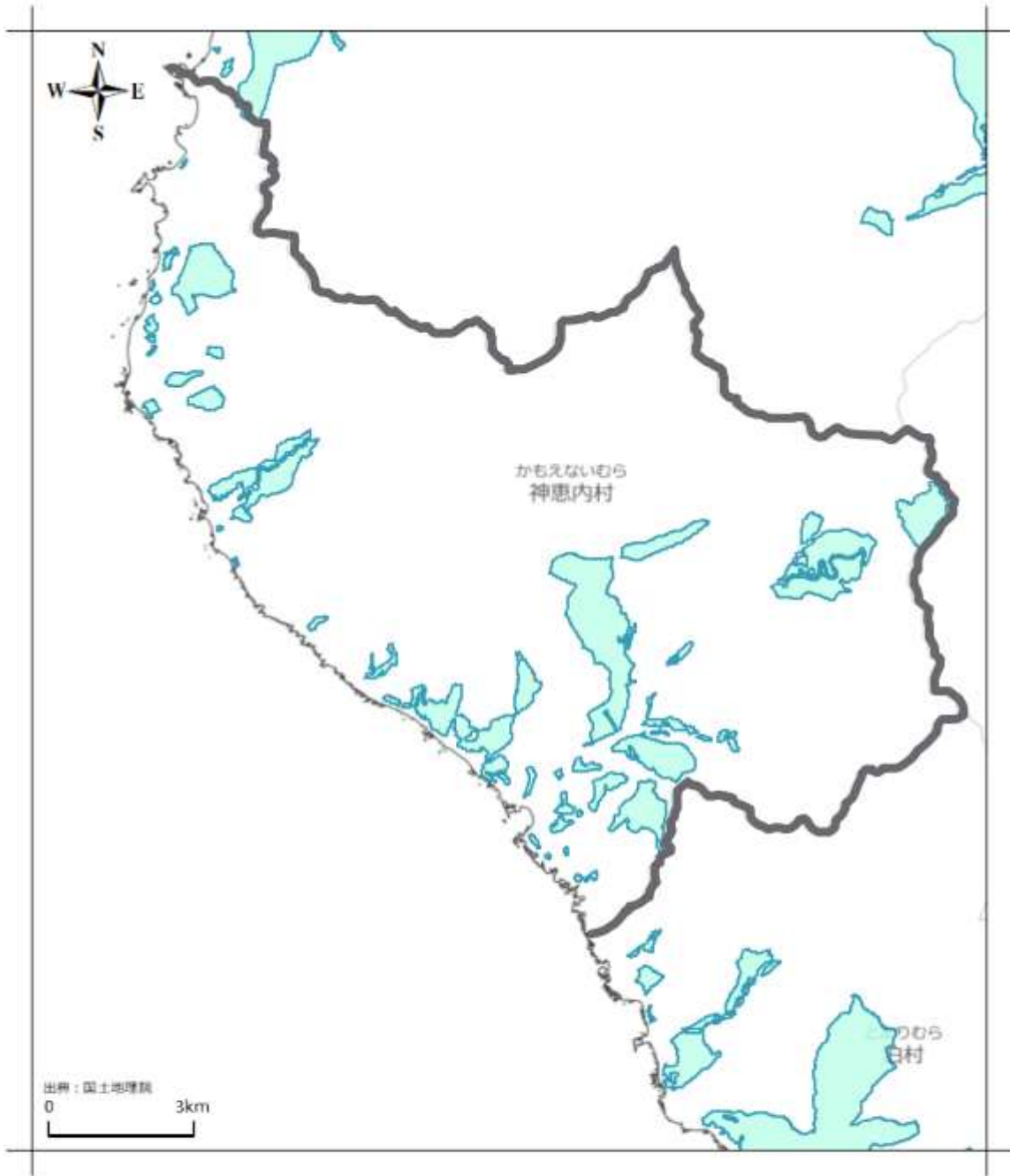
 国有林

2023年08月14日


この図は「環境アセスメント
データベース」で作成しました

図 3.1-1 神恵内村 国有林

出典：「国土数値情報（森林地域）」（平成 27 年度，国土交通省），「国土数値情報（行政区画）」（平成 31 年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政区画および凡例を明瞭にした。



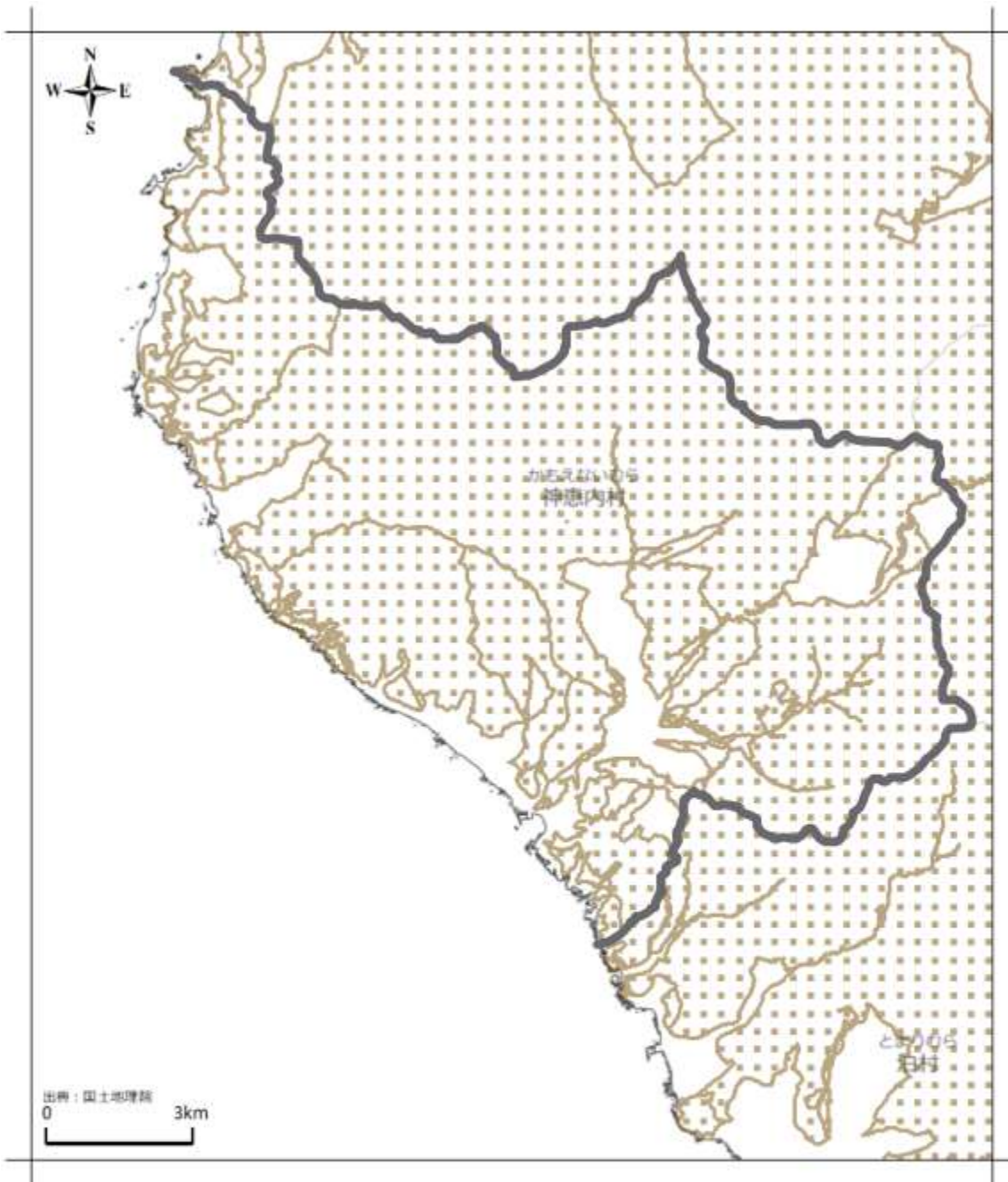
凡例

 地域森林計画対象民有林


2023年08月14日
この図は「環境アセスメント
データベース」で作成しました

図 3.1-2 神恵内村 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報（森林地域）」（平成 27 年度，国土交通省），「国土数値情報（行政区画）」（平成 31 年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政区および凡例を明瞭にした。



凡例

 保安林（国有林）

2023年08月14日


この図は「環境アセスメント
データベース」で作成しました

図 3.1-3 神恵内村 保安林（国有林）

出典：「国土数値情報（国有林野）」（令和元年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。



凡例

 保安林（私有林）

2023年08月14日

この図は「環境アセスメント
データベース」で作成しました

図 3.1-4 神恵内村 保安林（私有林）

出典：「都道府県提供の保安林区域図または保安林区域の GIS データ」, 「東京都, 岡山県提供：土地利用基本計画図の GIS データ」, 「保安林（私有林）収録状況の区域：国土数値情報（行政区域）（平成 28 年, 国土交通省）」。「環境アセスメントデータベース」で作成後, 行政界および凡例を明瞭にした。

表 3.1-1 地域森林計画対象民有林の域内において許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①地域森林計画対象民有林： 林地開発許可（森林法第10条の2） （保安林以外の森林であっても水源の涵養等の公益的機能を有している一方、開発によりこれらの機能が破壊された場合には機能を回復することが困難）	対象地域	都道府県知事が定める地域森林計画の区域内の民有林（森林法第5条第1項）（但し保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く）	都道府県知事は、下記（あ）から（え）のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しなければならない（森林法第10条の2第2項）。 （あ）当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊、又はその原因となる洪水のほか、飛砂、落石、なだれ等を発生させるおそれがあること。 （い）当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 （う）当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 （え）当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
	対象行為	土地の形質を変更する行為（森林法第10条の2第1項）（土石又は樹根の採掘、開墾（同項）や土地の掘削、盛土、切土、切取り等） 開発行為の規模（森林法施行令第2条の3） (i) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルを超えるもの (ii) その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールを超えるもの	
②保安林及び保安施設地区： 立木伐採等の制限 （森林の保安的機能を維持し、危害の防止その他の公共の目的を達成するため、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業を確保）	対象地域	農林水産大臣が指定する保安林（森林法第25条第1項）及び保安施設地区（森林法第41条第2項）	都道府県知事は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請につき同項の許可をすることもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない（森林法第34条第3項、第44条）。 申請に係る行為がその保安林又は保安施設地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない（森林法第34条第5項、第44条）。 「土地の形質を変更する行為」については、 (I) 農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合、 (II) 土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合、許可をしない。
	対象行為	(i) 立木の伐採（森林法第34条第1項、第44条） (ii) 立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（森林法第34条第2項、第44条）	

表 3.1-2 国有林の貸付、使用などに関して許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①森林経営用財産の貸付け、使用等(国有林野法第7条) (国有林野の管理経営に際し、国有林野を(あ)森林経営用財産と(い)森林経営の用に供されない普通財産たる国有林に峻別したうえで、森林経営用財産については、貸付け等のみも認めるもの)	対象地域	森林経営用財産たる森林(国有林野法第7条)	国は、下記(あ)から(お)のいずれかに該当する場合、森林経営用財産の用途又は目的を妨げない限度において、左記の契約を締結することができる(国有林野法第7条第1項)。 (あ) 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。 (い) 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。 (う) 公衆の保健の用に供する施設(国有林野法第6条の2参照)の用に供するとき。 (え) 放牧又は採草の用に供するとき。 (お) その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が5ヘクタールを超えないとき。
対象行為	森林経営用財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸付け又は地上権の設定等貸付け以外の方法による使用収益をさせる契約を締結すること		
国有林(普通財産)の売払い、貸付け及び使用等(国有林野法第8条) (国有林野の管理経営に際し、国有林野を(あ)森林経営用財産と(い)森林経営の用に供されない普通財産たる国有林に峻別したうえで、後者については、貸付け等のみならず売払いをも認めるもの)	対象地域	国有林(普通財産)たる森林(国有林野法第8条)	国に所定の申請書を提出して契約を締結する(国有林野法施行規則第14条、第20条)。
対象行為	国有林(普通財産)を売払い、貸し付け、又は地上権の設定等の方法により使用収益させる契約を締結すること		

3.2 自然環境面（自然公園地域、自然保全地域）

3.2.1 自然公園地域

(1) 定義

「自然公園地域」は、優れた自然の風景地であり、その保護および利用の増進を目的として、「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園および「都道府県立自然公園条例」に基づく都道府県立自然公園に区分される。

- ・ 国立公園：国の風景を代表する自然の風景地で、環境大臣が指定して国が管理
- ・ 国定公園：国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定して都道府県が管理
- ・ 都道府県立自然公園：国立・国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県が指定して自らが管理

「国立公園」および「国定公園」内は、自然環境や利用の状況を考慮して、特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域および海中（海域）公園地区の6区分に分けて、規制行為の種類・規模が定められている。また、「都道府県立自然公園」内は第1～3種特別地域および普通地域の4区分に分けて、規制行為の種類・規模が定められている。

(2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画の土地利用の原則の中で「自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その保護と利用を通じて道民の保健、休養及び自然保護意識の啓発に資するとともに生物多様性の確保に寄与するものであることなどから、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けるものとします。」としている。

また、区分ごとの規制については、「特別地域については、その風致の維持を図るべき地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な第1種特別地域、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な第2種特別地域、特に通常の農林活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない第3種特別地域に区分していることから、それぞれの区分の趣旨を踏まえ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。」「特別保護地区については、その指定の趣旨に基づき、景観の厳正な維持を図るものとします。」「その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他の自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。」としている。

(3) 自然公園法

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

(i) 自然公園法（昭和 32 年 法律第 161 号）

- ・（特別地域）第 20 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。
- ・（特別保護地区）第 21 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。
- ・（普通地域）第 33 条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

(ii) 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）

- ・（特別地域の区分）第 9 条の 12 国立公園又は国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。
 - (a) 第 1 種特別地域（特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
 - (b) 第 2 種特別地域（第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
 - (c) 第 3 種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

(4) 神恵内村における指定状況

神恵内村の一部は、「自然公園法」によるニセコ積丹小樽海岸国定公園（第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域）に指定されており、指定地域の利用・開発に際しては、知事への申請・許可、届出が必要である。

なお、神恵内村には「北海道立自然公園条例」による指定地域はない。

(i) ニセコ積丹小樽海岸国定公園の概要

ニセコ積丹小樽海岸国定公園は、北海道西部の日本海側に位置し、小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、積丹町、古平町、余市町、泊村、神恵内村の 1 市 8 町 2 村にまたがって広がる、面積およそ 19,000 ヘクタールの自然公園である。

公園区域は、ニセコアンヌプリ、イワオヌプリ、ニトヌプリ、チセヌプリ、目国内岳、雷電山、岩内岳などのニセコ連峰を中心とした 1,000 メートル級の山岳景観や神仙沼、大谷地などの山地湿

原、コックリ湖などの火山性湖沼および雷電海岸の海蝕崖の海岸部からなる「ニセコ地区」と、オタモイ、忍路、赤岩の海蝕崖とロウソク岩などの奇岩および積丹岬、神威岬、ビヤノ岬などからなる「積丹・小樽海岸地区」の2地区に大別され、山と水と海岸の変化に富んだ景観を含んでいる。

また、積丹半島から日本海に突出した積丹岬、神威岬およびビヤノ岬の各周辺（積丹町）と小樽海岸周辺（小樽市）は、北海道で唯一の「海域公園地区」に指定されている。

図 3.2-1 にニセコ積丹小樽海岸国定公園（全体図）を、図 3.2-2 にニセコ積丹小樽海岸国定公園（神恵内村）を示す。

(ii) 第2種特別地域

神恵内村北部の一部の海岸（陸域）は、国定公園内の風致を維持するため、公園計画に基づき指定される保護地域として第2種特別地域（良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域）に指定されている。表 3.2-1 に国定公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準を示す。

(iii) 第3種特別地域

神恵内村北部、中部および南部の海岸（陸域）は、国定公園内の風致を維持するため、公園計画に基づき指定される保護地域として第3種特別地域（特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域）に指定されている。表 3.2-1 に国定公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準を示す。

なお、許可が必要な行為については第2種特別地域と同じであり、許可基準に関する第2種特別地域と第3種特別地域の差異は、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が異なること、択伐法における比率の基準の有無、皆伐法における面積基準の有無である。

(iv) 普通地域

神恵内村の北部、中部および南部の海岸（海域）は、普通地域（特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域）として指定されている。普通地域では大規模な工作物の設置や埋め立てなど一定の規模を超える行為は、北海道知事に届出をすることとされている（自然公園法第26条）。表 3.2-2 に国定公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件を示す。

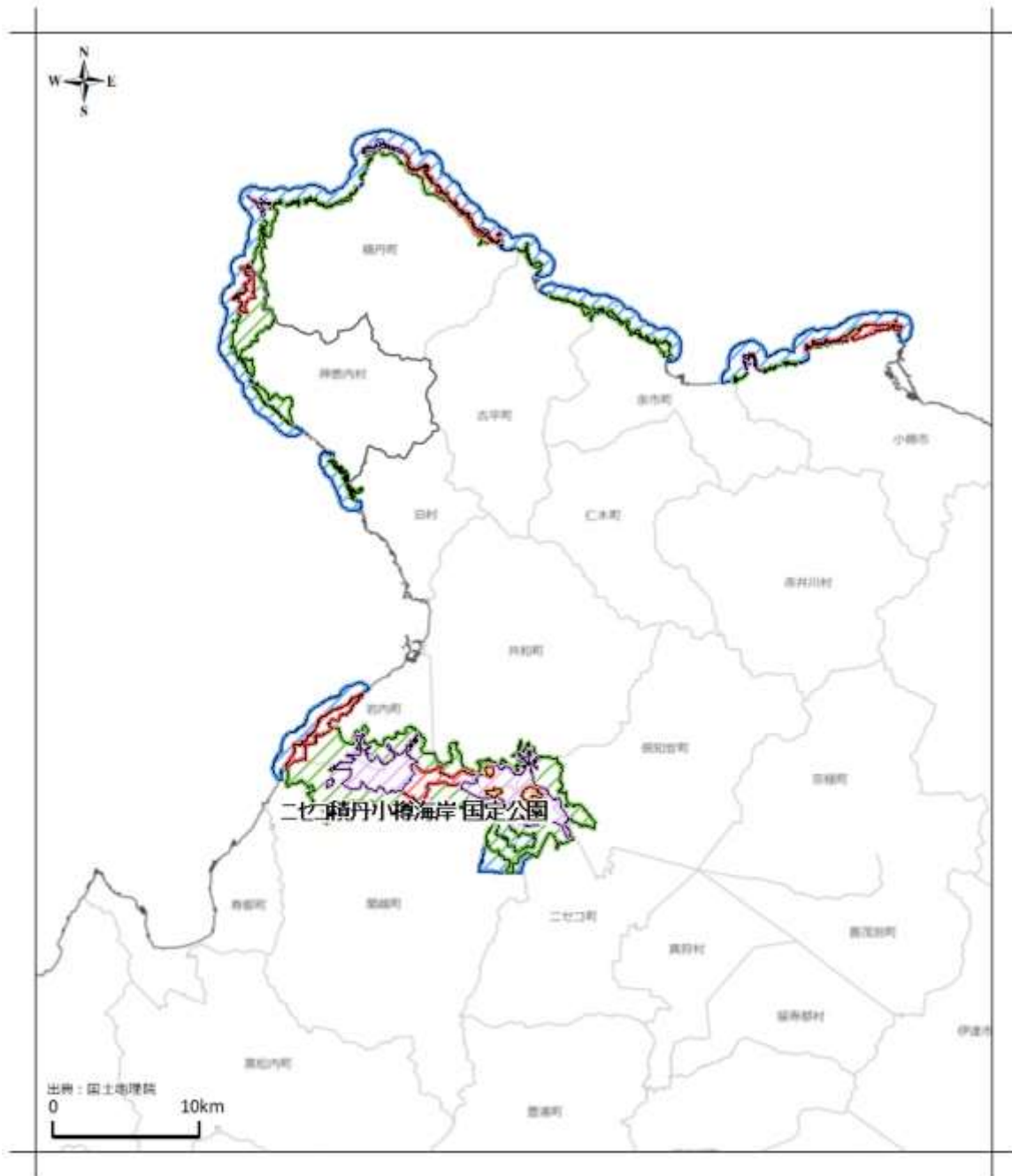


図 3.2-1 ニセコ積丹小樽海岸国定公園（全体図）

出典：ニセコ積丹小樽海岸国定公園区域及び公園計画図（平成 19 年 3 月，北海道庁ホームページ）。

「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。

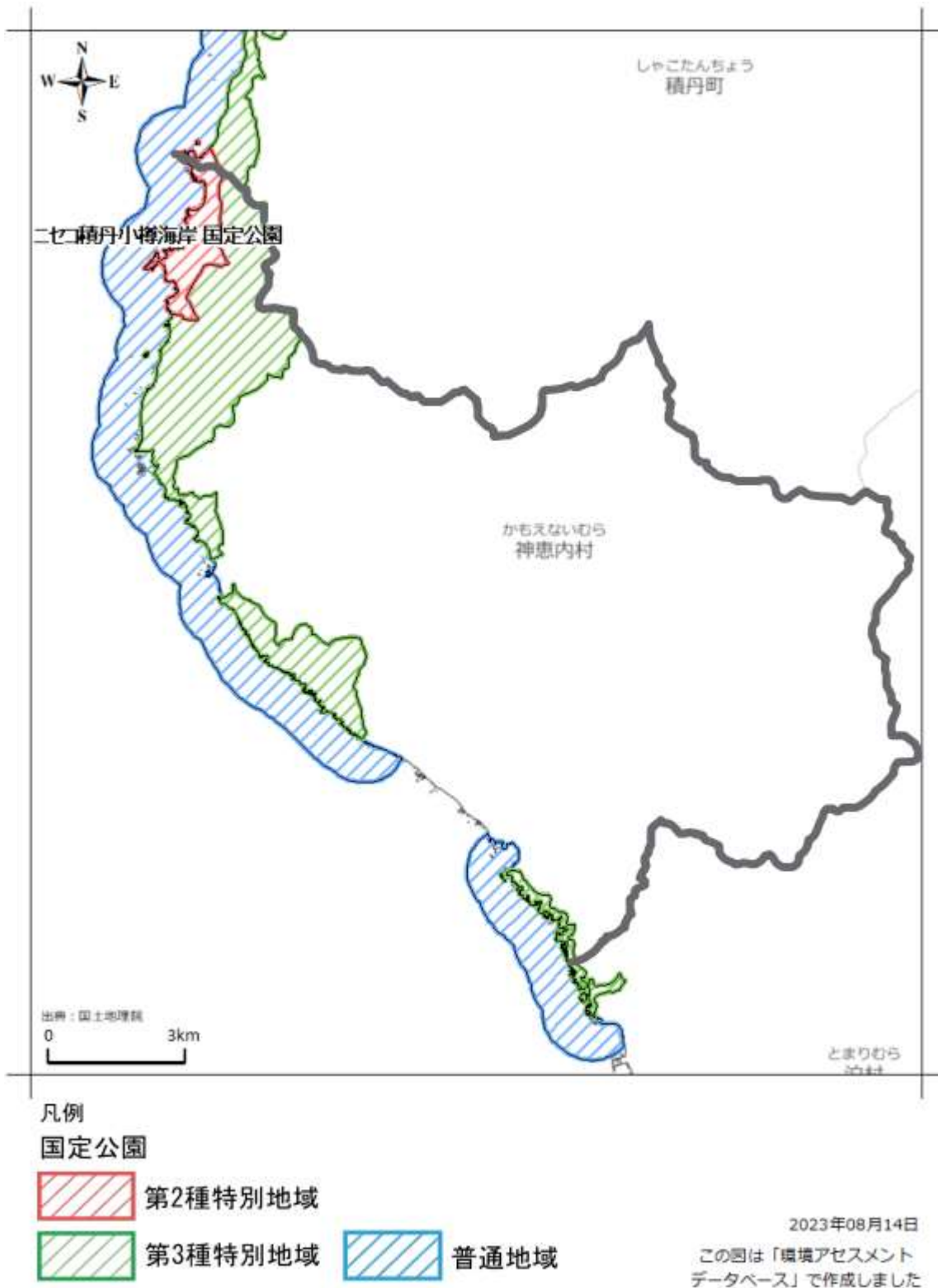


図 3.2-2 ニセコ積丹小樽海岸国定公園（神恵内村）

出典：ニセコ積丹小樽海岸国定公園区域及び公園計画図（平成 19 年 3 月，北海道庁ホームページ）。

「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。

表 3.2-1 国立公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
行為許可 (国立公園又は国立公園内に指定される) (優れた自然の風景地を保護し、生物の多様性の確保に寄与する目的のもと規定されている(自然公園法第20条第1項))	対象地域	環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。(自然公園法第20条第1項)。 国立公園又は国立公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域(特別保護地区を除く。以下同じ。)を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。 一 第1種特別地域(特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。) 二 第2種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。) 三 第3種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)(自然公園法施行規則第9条の12)	許可基準に適合しないものについては、許可をしてはならないとされている(自然公園法第20条第4項)。許可基準は自然公園法施行規則第11条に定められている。また、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法(環自国発第22040116号)」に許可基準の解釈や運用方法が記載されている。 当該行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、規制されることとなった日から起算して3か月以内にその旨を届け出れば、引き続き当該行為をすることができる(自然公園法第20条第6項)。
	対象行為	① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること(自然公園法第20条第3項第1号) ② 木竹を伐採すること(自然公園法第20条第3項第2号) ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること(自然公園法第20条第3項第3号) ④ 鉤物を掘採し、又は土石を採取すること(自然公園法第20条第3項第4号) ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること(自然公園法第20条第3項第5号) ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること(自然公園法第20条第3項第6号) ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること(自然公園法第20条第3項第7号) ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること(自然公園法第20条第3項第8号) ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること(自然公園法第20条第3項第9号) ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること(自然公園法第20条第3項第10号) ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること(自然公園法第20条第3項第11号) ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(自然公園法第20条第3項第12号) ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること(自然公園法第20条第3項第13号) ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)(自然公園法第20条第3項第14号) ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(自然公園法第20条第3項第15号) ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること(自然公園法第20条第3項第16号) ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(自然公園法第20条第3項第17号) ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの(自然公園法第20条第3項第18号)	自然公園法施行規則 (特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準) 第11条 条文～第1号 略 次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内において行われるものでないこと(自然公園法施行規則第11条第1項第2号)。 イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 自然公園法施行規則第11条第1項第3号 以下、略

表 3.2-2 国立公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
届出 (国立公園又は国定公園内の地域)(優れた自然の風景地を保護し、生物の多様性の確保に寄与する目的のもと規定されている(自然公園法第33条第1項))	対象地域	国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(自然公園法第33条第1項)	環境大臣又は都道府県知事は、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる(自然公園法第33条第2項)。 届出をした者に対して当該行為ができるのは、その届出があつた日から起算して30日以内に限る(自然公園法第33条第3項)が、実地の調査をする必要があるとき、その他当該期間内に当該処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、当該期間を延長することができる(自然公園法第33条第4項)。この場合においては、当該期間内に、当該届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない(自然公園法第33条第4項)。 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないが(自然公園法第33条第5項)、環境大臣又は都道府県知事は、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該期間を短縮することができる(自然公園法第33条第6項)。
	対象行為	<p>①その規模が以下の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)(自然公園法第33条第1項第1号、自然公園法施行規則第14条)</p> <p>一 海域以外の区域</p> <p>イ 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1000平方メートル</p> <p>ロ 送水管 長さ70メートル</p> <p>ハ 鉄塔 高さ30メートル</p> <p>ニ 船舶の係留施設 長さ50メートル</p> <p>ホ ダム 高さ20メートル</p> <p>ヘ 鋼索鉄道 延長70メートル</p> <p>ト 索道 傾斜亘長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル</p> <p>チ 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル</p> <p>リ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1000平方メートル</p> <p>ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1000平方メートル</p> <p>二 海域の区域(次号の区域を除く。)</p> <p>イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル</p> <p>ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル</p> <p>三 海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域の区域</p> <p>イ 導管又は電線 長さ70メートル</p> <p>ロ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル</p> <p>ハ イ及びロに掲げる工作物以外の工作物 高さ5メートル又は水平投影面積100平方メートル</p> <p>②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること(自然公園法第33条第1項第2号)</p> <p>③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること(自然公園法第33条第1項第3号)</p> <p>④水面を埋め立て、又は干拓すること(自然公園法第33条第1項第4号)</p> <p>⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海域内においては、海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)(自然公園法第33条第1項第5号)</p> <p>⑥土地の形状を変更すること(自然公園法第33条第1項第6号)</p> <p>⑦海底の形状を変更すること(海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)(自然公園法第33条第1項第7号)</p>	

3.2.2 自然保全地域

(1) 定義

自然保全地域は、自然環境保全や生物多様性の確保を目的に、「自然環境保全法」により原生自然環境保全地域、自然環境保全地域および沖合海底自然環境保全地域に区分され、また、自治体の条例により都道府県自然環境保全地域に区分され、指定・管理される。

- ・ 原生自然環境保全地域：
人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域(1,000ヘクタール以上、島嶼は300ヘクタール以上)
- ・ 自然環境保全地域：
 - ア. 高山・亜高山性植生(1,000ヘクタール以上)、優れた天然林(100ヘクタール以上)
 - イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ヘクタール以上)
 - ウ. 優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域(10ヘクタール以上)
 - エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア〜ウと同程度の自然環境を有している地域(10ヘクタール以上)
- ・ 沖合海底自然環境保全地域：
沖合の区域¹で、海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもの
- ・ 都道府県自然環境保全地域：
自然環境保全地域(上記)に準ずる自然環境を維持している地域(ただし、海域を除く)

(2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画において、土地利用の原則として「自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることなどから、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の道民に自然環境を継承することができるよう、生物多様性の確保など適正な保全を図るもの」としている。

(3) 神恵内村における指定状況

神恵内村には「自然環境保全法」による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域および沖合海底自然環境保全地域の指定はない。

また、「北海道自然環境等保全条例」による道自然環境保全地域(自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの)、環境緑地保護地区(市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区)、自然景観保護地区(森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区)、記念保護樹木(由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの)および学術自然保護地区(動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区)の指定はない。

¹ 我が国の内水及び領海(水深200メートルを超える海域に限る)、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域

3.2.3 保護林

(1) 定義

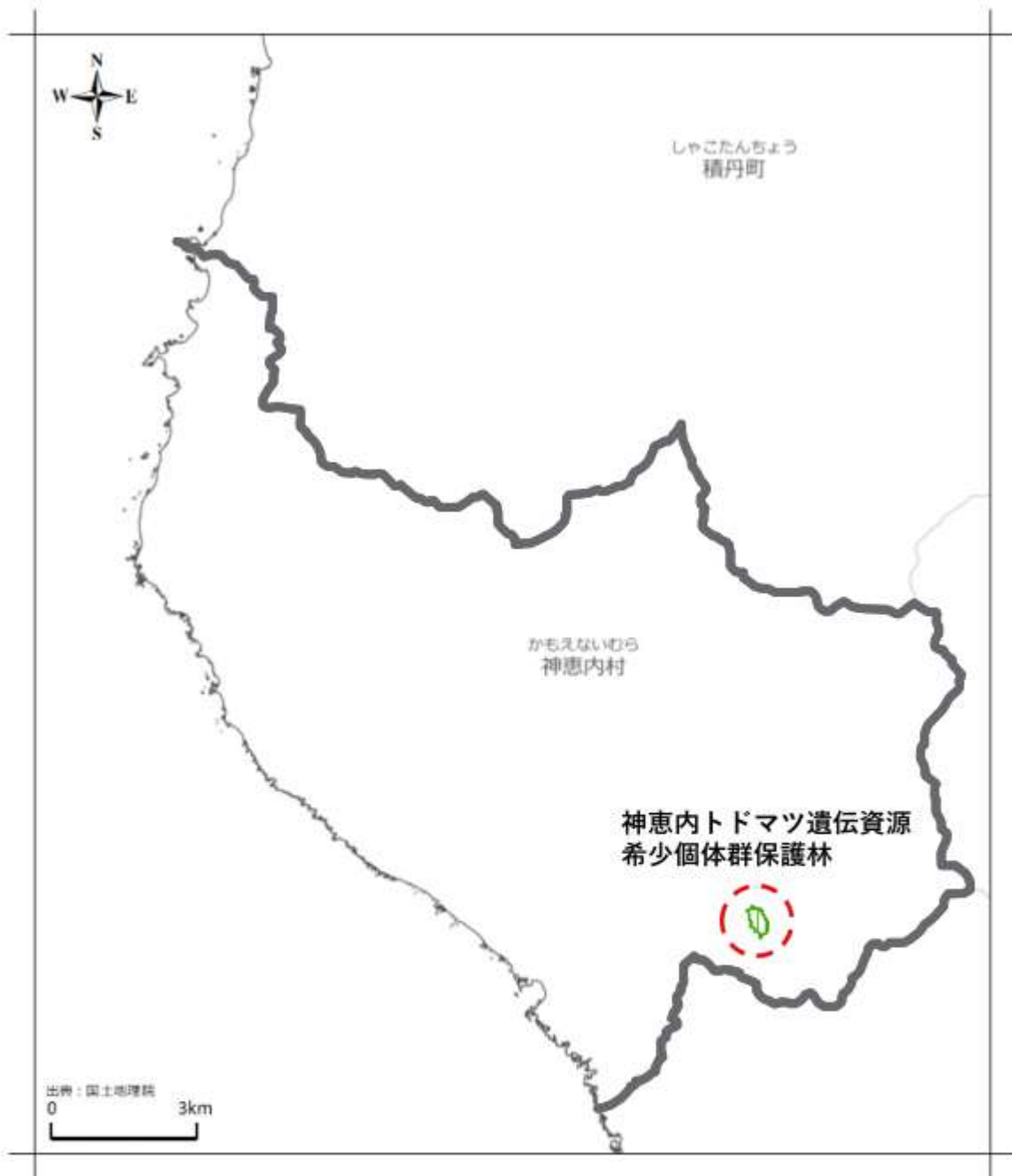
保護林は、原始的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野である。

(2) 林野庁の施策における位置付け


「国有林野事業では、自然公園法の前身である国立公園法（昭和6年）や文化財保護法の前身である史跡名勝天然記念物法（大正8年）の制定に先駆け、国有林野独自の制度として大正4年に保護林制度を発足させて以来、時代に合わせて制度の見直しを行いながら保護林の適切な保護・管理に努めています。現在の保護林区分は、森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の3区分となっています。」としている。

(3) 神恵内村における指定状況

神恵内地区に自生するトドマツの生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究などに資することを目的として、「神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林」の指定がある。図 3.2-3 に神恵内村の保護林の指定状況を示す。



凡例

 保護林（国有林）

2023年08月14日

この図は「環境アセスメントデータベース」で作成しました

図 3.2-3 神恵内村の保護林の指定状況

出典：「国土数値情報（国有林野）」（令和元年，国土交通省），「林野庁ホームページ「保護林」に示されている保護林の概要情報」（令和2年7月20日時点，林野庁）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にし，保護林の説明を加筆。

3.3 その他（景観、文化財、国土防災）

国土利用計画法においては、土地利用の規制に関する措置等として、「別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる」ことが定められている（国土利用計画法第10条）。上記に基づき、5地域の個別規制法以外に配慮すべき措置等について、神恵内村における指定状況を確認した。

3.3.1 景観

「景観法」は、わが国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。都道府県は、景観行政を担う主体である景観行政団体として同法に基づき景観計画を策定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の規制に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針などを定めることで、より効果の高い、実効性のある景観づくりを先導していくこととしている。

神恵内村は、「北海道景観計画」により、神恵内村全域が景観区域（一般区域）に指定されており、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為や景観形成の配慮事項などを定め、一定規模を超える建築物、工作物等の新築・増改築等について届出対象行為が規定されている。

3.3.2 文化財

「文化財保護法」は、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とし、文部科学大臣は有形文化財等を重要文化財に指定できる。

神恵内村には、同法に基づく史跡名勝記念物や北海道文化財保護条例に基づく有形文化財などは確認されなかった。周知の埋蔵文化財包蔵地については、土木工事などを計画している場所が、最新の情報において同地の範囲内であるときは、文化財保護法の規定により工事の着手前に神恵内村教育委員会への届出が必要である。

3.3.3 国土防災

「土砂災害防止法」は、土砂災害の防止を目的とし、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として指定されている。また、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」は、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」などの土砂災害を未然に防ぐことを目的とし、法ごとに未然に災害を防ぐため一定の行為の制限のある砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

今後、現地調査や土木工事などを計画している場所が、自治体の整備する最新のハザードマップ等において、土砂災害の防止を目的としたそれぞれの区域に該当する場合には、区域ごとに指定されている行為の制限や許可・届出等に従い、対応していくことが必要である。

(1) 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）

土砂災害警戒区域は、国の基本指針に基づき都道府県知事が指定し、土石流、地すべり、急傾斜

地の崩壊など、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域である。また、土砂災害特別警戒区域は、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域である。

(2) 砂防指定地

砂防指定地は、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域である。なお、砂防指定地の管理は都道府県が行い、砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、竹木の伐採や土石・砂礫の採取等、一定の行為について制限があり、これらの行為を砂防指定地内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

(3) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域、ならびに地すべりを助長・誘発している地域または地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域など、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域である。地すべり防止区域として指定された土地は、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限があり、地すべり等防止法第 18 条に定められた行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上の崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域またはそれらに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地として、都道府県知事が指定する区域である。急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地では、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がかけられており、急傾斜地法第 7 条に定められた行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

第4章 調査結果

4.1 調査結果の概要

国土利用計画を基本に都道府県が指定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域区分の指定状況と、これらの5地域区分ごとに制定されている個別規制法などによる土地利用規制、景観、文化財、国土防災などに関する土地の利用規制について調査した結果、神恵内トドマツ遺伝資源希少個体群保護林を除き、土地の利用に関して「原則許可されない」場所は確認されなかった。

図 4.1-1 に神恵内村に係る土地利用制限および保護林の概要図を示す。

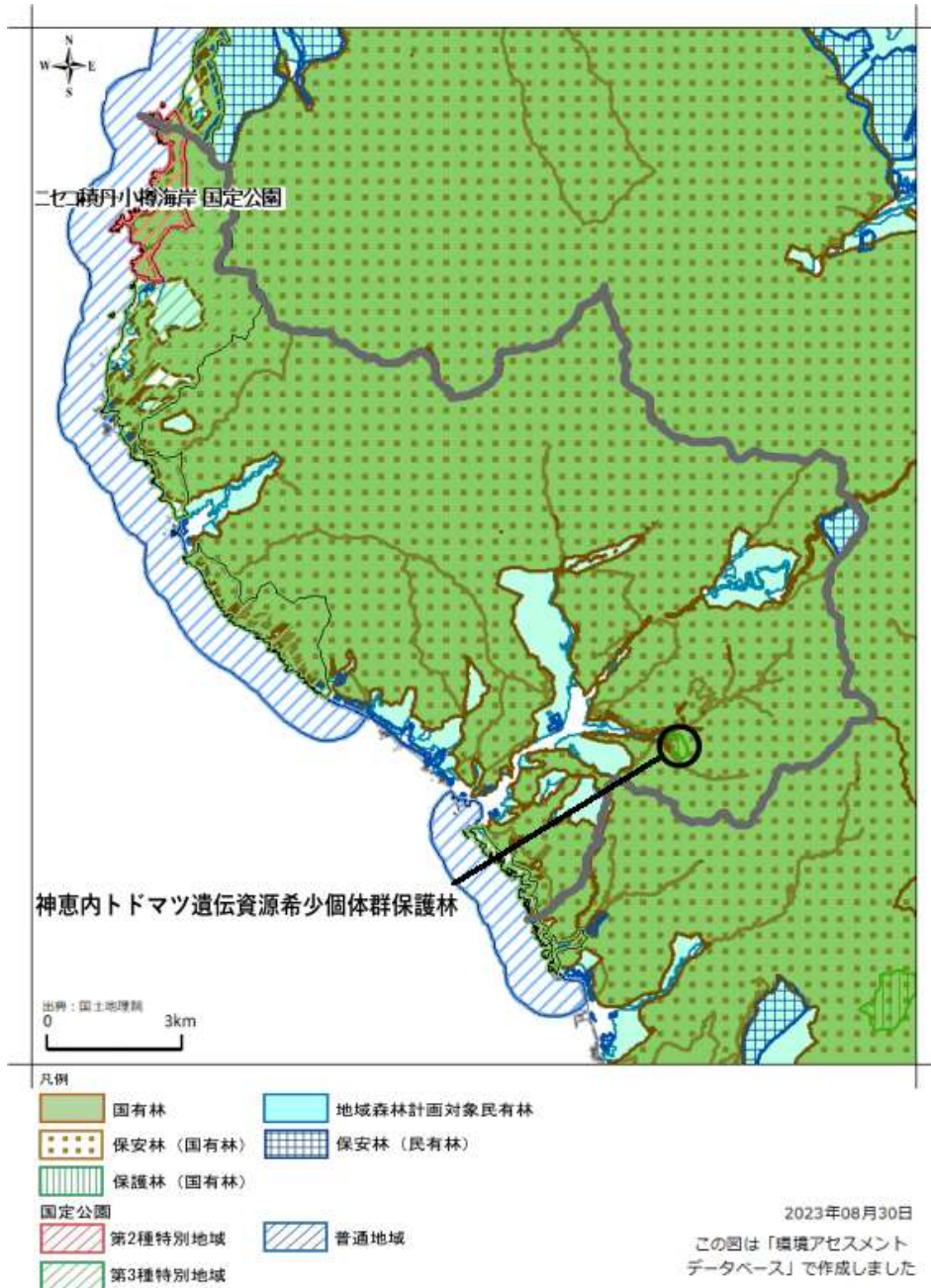


図 4.1-1 神恵内村に係る土地利用制限および保護林の概要図

「環境アセスメントデータベース」で作成後、行政界および凡例を明瞭にし、保護林の説明を加筆。

4.2 考慮すべき点

地層処分事業は、事業の進展に応じて現地調査を実施し、将来的に最終処分施設を設置することを決定した後は、その地域において関連施設を建設することになる。その際、開発行為に当たっては、原則的な土地利用に関する法・条例等に基づき、各種規制措置に対応した取り組みを行うだけでなく、地域との共生を前提とした長期にわたる土地利用が不可欠であり、地域の生活、自然、環境面への深い配慮が求められる。

こうした観点から、文献調査段階における経済社会的観点からの検討においては、国土を適正に利用するための総合的な計画である「国土利用計画」を基本に北海道が策定する「北海道土地利用基本計画（第5次平成30年3月）」の神恵内村における5地域区分の指定状況およびその他個別規制法などによる土地利用規制について調査した。

上記の調査結果を踏まえ、今後、調査の進展を見込んだ場合を鑑み、経済社会的観点について考慮すべき点を以下に整理する。

4.2.1 段階的対応

経済社会的観点からの検討は、調査の進展に応じて、調査範囲や内容についても進展させていくことが想定される。その際には、必要十分な検討を実施できるよう種々の専門家・有識者より助言を得て検討を進めていくことが重要である。

4.2.2 地域の実情に応じた対応

文献調査段階では、机上調査により土地利用に関する原則的な考え方をを用いて、地上の土地利用に関する種々の規制法に照らして「土地利用が原則許可されない地域」の有無を確認した。

今後、調査が進展した場合には、調査地点が絞り込まれ、現地での調査活動も開始されることから、調査地点などの土地利用状況や法規制への適切な対応に加えて、土地利用の不可逆性を考慮し、土地利用の実態や地域の自然環境や社会環境も含む、現地の実情を十分に考慮したうえで、調査計画を立案して現地調査を行い、調査の実施により想定される環境影響をできるだけ少なくするための対策を講じていくことが重要である。

4.2.3 地域との対話

最終処分事業は、初期の調査段階から地域との共生が不可欠であり、経済社会的観点においても、今後、調査が進展した場合には、地域の皆さまへご説明し、ご意見を伺いながら進めていくことが重要である。

引用文献

- 原子力発電環境整備機構（NUMO）（2020）北海道古宇郡神恵内村 文献調査計画書。
- 北海道（2018）北海道土地利用基本計画（第5次 平成30年3月）。
- 北海道環境生活部自然環境局：北海道の自然公園と自然環境保全地域，<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/natureparks.html>，2023年1月25日閲覧。
- 北海道森林管理局：保護林・緑の回廊位置図（令和5年3月31日現在），https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html，2023年6月19日閲覧。
- 神恵内村（1993）神恵内村地域防災計画（本編），平成5年3月発行。
- 環境省：環境アセスメントデータベース（EADAS），<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>，2023年8月14日，30日閲覧。
- 経済産業省資源エネルギー庁（2023）文献調査段階の評価の考え方。
- 国土交通省：【国土利用計画】国土利用の新たな方向性について，<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001479433.pdf>，2023年10月19日閲覧。
- 国土交通省：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY），<https://lucky.tochi.mlit.go.jp/Newlucky/index.html>，2023年8月30日閲覧。
- 国土交通省国土政策局（2017）国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（平成29年4月）。
- 国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室（2016）土地利用基本計画制度について（平成28年1月28日（木））。
- 林野庁（2019）保護林制度の改正について（平成27年9月28日 27林国経第49号 林野庁長官より各森林管理局長あて）[最終改正] 平成31年3月28日 30林国経第127号。
- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物WG（2022）原子力発電環境整備機構（NUMO）の取組みについて～前回WG以降の対応を中心に～，2022年9月，資料4。